

あい
主催：女性会議長野県本部

公開講座

女性支援新法を 実効性あるものに

「困難な問題を抱える女性への支援法」が2024年4月1日に施行されます。市町村や民間の支援団体の役割は何か、法の理念である「最適支援」「人権の尊重や擁護」「男女平等の実現」のために具体的な課題は何か、などまなびあう機会とします。

日時 1月27日(土) 13:00~16:00
場所 松本市勤労者福祉センター 2-1
〒390-0811

松本市中央4丁目7番26号
電話 0263-35-6286

講師 小柳 優子さん

あい

女性会議新潟県本部 事務局次長

資料代 500円

※ どなたでも参加できます。

あい
連絡先 女性会議長野県本部

(荒井 090-4756-6274)

あい

女性会議長野県本部は女性の権利を守る活動をしている女性団体です

「困難な問題を抱える女性への支援法」 とは？

● これまでは・・・

- 女性支援の目的が「売春防止法」に基づくもので、女性だけが処罰されたり、保護更生など「指導や管理の対象」に位置づけられていました。

● これからは・・・

- 新たな法律により「男女平等」「福祉の増進」に転換され、国や自治体に支援の責務を定めています。
- 貧困や性被害に直面する女性らを「困難女性」と定義し、支援の対象として明記しています。
- 自治体の「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改称し、医学的、心理的な支援、就労の支援や住宅の確保などの支援を行います。

● 課題は・・・

- 男女の賃金格差や家族単位を基礎とした社会制度の中で、困難を抱えても声に出しにくい、行政の支援につながりづらい実態があります。自治体の具体策や民間支援団体のできることなど共有が必要です。